## 入構許可の申請資格、許可証等の交付申請手続き及び許可期間(別表1)

	<u> </u>		ти, ит тить		<u> </u>				
	入構区分の種類	許可証等	申請者の別	申請資格	申請手続き	入構整理料	申請先 (許可証等) の交付者	許可期限	留意事項
二定期外来力構	二 定期外来入 構	定期外来入 構許可証	・共同研究者等	1 やむを得ない事由で公共交通機関での来学が困難である共同研究者等であって次の各号のいずれかに該当する者 一 身体障害者,疾病等により自動車によらなければ来学することが困難な者 二 教育研究その他業務上の理由により,随時自動車を利用することが必要であり,かつ自宅又は所属する企業が,別に定める区域外(交通機関等による通勤の所要時間が50	構名古屋大学東 山地区入構申請 管理システム (定期外来)	1,500円/月	交通担当事務 室	の末日まで を限度とし て指定	・共同研究者等とは、本学との研究に関わる研究者及び招へい教員をいう。 ・共同研究者は、申請者名の記載がある本学との契約に関わる公的書類(共同研究依頼書等)を提出すること。 ・証明書類は、発行後1カ月以内で、利用期間中の証明がある書類を提出すること。 ・次年度の申請は別に定める。 ・医師の発行による診断書(母性健康管理指導事項連絡カード含む)で、治療期間、公共交通機関が利用できず自動車による来校が必要であることの記載がある書類を提出すること。 ・利用期間は、診断書記載の治療期間のみとする。 ・教育研究その他本学業務上の理由で公共交通機関の利用が困難な理由を明記し、部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。 ・申請書記載の住所を証明する書類を提出すること。
			<ul><li>・課外活動の監督・コーチ</li><li>・事業者</li><li>・業者</li></ul>	分以上)に居住する者で部局長等が認めた者 三 上記以外の理由で東山地区への研究その他業務上の理由で来学を希望する者 2 東山地区構内で課外活動の監督・コーチとして部局長が認めた者 3 東山地区構内で営業を行うことを認められている事業者,構内に出入りする業者等で,物品搬入等業務上の理由により随時自動車を利用することが必要であると東山地区用務先役職員が認めた者		5,000円/月			・随時自動車を利用しなければならない理由を詳細に明記すること。 ・来校日数が月の過半を超えていること。 ・教育推進部の承認書類、車検証控えを添付すること。 ・東山地区本学用務先役職員担当者が承認の上、申請すること。 ・車検証控えを添付すること。 ・車検証は会社名であること。会社名でない場合は、本学契約先である社名で業務に利用することの証明書類を提出すること。
			・工事関係	4 工事施工等業務上の理由により随時自動車を利用する ことが必要であると施設統括部環境安全課が認めた者					・申請者名と車検証の社名が違う場合は、その理由書を提出すること。
	三 二輪車入構	許可証	<ul><li>・役職員</li><li>・学生</li></ul>	1 東山地区の役職員又は学生で次の各号のいずれかに該当する者。 なお、役職員は二輪車による本学への通勤届を提出している者。  一 役職員及び学生で総長が別に定める区域外(交通機関等による通勤又は通学等の所要時間が35分以上)に居住する者		l /	交通担当事務 室 ※交付許可 は,申請後大 学営業日10日 後	の末日まで を限度とし	・証明書類は、発行後1カ月以内で、利用期間中の証明がある書類を提出すること。 ・自動車及び二輪を同時に申請することはできない。 ・学生は、学生証、申請書記載の住所を証明する書類及び車検証の名義が本人、親族 名又は所属機関名である書類を提出すること。 ・東山地区非常勤講師は、利用期間中の授業スケジュール等(公的もしくは名古屋大 学ポータル等に掲載されているもの)を提出すること。 ・次年度の申請は別に定める。 ・本学指定の三輪区域図▼に自宅位置等を正確にポイントして添付すること。 ・学生は、担当教授等を通じ申請をすること。
			・共同研究者等	二 役職員又は学生で教育研究その他業務上の理由など特別な理由により、随時二輪車を利用することが必要であると部局長等が認めた者 2 東山地区に来校する共同研究者のうち、次の各号のいず					・教育研究その他本学業務上の理由で公共交通機関の利用が困難な理由を明記し、部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。 ・学生は、担当教授を通じ、部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。 ・共同研究者等とは、本学との研究に関わる研究者及び招へい教員をいう。
			71144176 B 1	れかに該当する者					・共同研究者は、申請者名の記載がある本学との契約に関わる公的書類(共同研究依頼書等)を提出すること。 ・証明書類は、発行後1カ月以内のものを提出すること。 ・次年度の申請は別に定める。
				一 教育研究その他業務上の理由により、随時二輪を利用することが必要であり、かつ自宅又は所属する企業が、別に定める区域外(交通機関等による通勤の所要時間が35分以上)に居住する者で部局長等が認めた者					・教育研究その他本学業務上の理由で公共交通機関の利用が困難な理由及び随時二輪を利用しなければならない理由を明記し、部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。 ・本学指定の二輪区域図に自宅位置等を正確にポイントして添付すること。
				二 教育研究その他業務上の理由など特別な理由により、随時二輪車を利用することが必要であると部局長等が認めた者					・教育研究その他本学業務上の理由で公共交通機関の利用が困難な理由を明記し、部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。
			<ul><li>・事業者等</li><li>・業者</li><li>・工事関係</li></ul>	3 東山地区構内で営業する事業者又は出入り業者,工事 関係者等で随時二輪車を利用することが必要であると東山 地区用務先役職員が認めた者					・東山地区役職員が認めた者でないと申請できない。申請書類の提出の際は,東山地 区用務先役職員のメールアドレスをつけて送付すること。

入構許可の申請資格,許可証等の交付申請手続き及び許可期間(別表1)

2024年4月1日 (2023年12月1日改正)

<u> </u>	ノT明貝	<b>作, 日一门 此、</b>	于り入り中間子派で及り可り別间()	1,14x T /				2021717111 (20207127)111 (2
入構区分の種類	許可証等	申請者の別	申請資格	申請手続き	入構整理料	申請先 許可証等 の交付者	許可期限	留意事項
七 用務証明書	用務証明書	・役職員	教育,研究,本学への役務提供その他本学に関係する用務 を行う必要がある外来者		200円/時間 45分未満無料		用務日に限る。	<ul><li>・用務証明書は、名古屋大学本学役職員及び学生は利用できない。</li><li>・用務証明書の再発行はしない。</li><li>・東山地区非常勤講師は、用務証明書の発行はできない。</li></ul>
八 自転車入構	自転車登録証	・役職員 ・学生	東山地区役職員及び学生であり、通勤通学、本学業務で自 転車を利用する必要があるもの。	・名古屋大学名 古屋大学東山地 区入構申請管理 システム(自転 車)		交通担当事務 室	許可の年度 の末日まで を限度とし て指定	・学生は、登録証を受け取る際に学生証を提示すること。 ・次年度の申請は別に定める。
		<ul><li>・共同研究者等</li><li>・事業者等</li><li>・業者</li></ul>	本学との共同研究の契約等により本学に関係する用務を行う必要がある者。 構内で営業を行うことを認められている事業者およびその事業者に勤務する者,若しくは構内に出入りする業者およびその業者に勤務する者					・本学との共同研究の契約等を証明する書類を提示すること。 ・名古屋大学東山地区に勤務地があり、申請期間中の契約又は雇用関係が証明でき 書類を提出すること。
十 大型入構		・役職員	最大積載量8tを超える車両,車両総重量11t以上の車両,ゲートを通過できない車両のいずれにかに該当する業務車両。	別に定める 名古 屋大学東山地区 大型車両入構手 続きをすること		交通担当事務 室 ※大学営業日 5日前に提出	用務日に限 る。	・大型免許1種に該当する車両であること。 ・東山地区役職員承認のもと,施設統括部環境安全課の認めた車両が利用できるも の。
十一 一般の入 構		・外来者	本学に用務等のため一時的に入構を希望する者。		700円/時間 45分未満無料			入構整理料は,24時間以降は,30分毎に300円